

第 1 1 回雲仙市都市計画審議会議事録

日 時 平成 30 年 8 月 20 日 (月) 10 時 30 分～11 時 15 分
場 所 雲仙市役所別館 3 階 会議室 1・2

第11回 雲仙市都市計画審議会議事録

1. 開催日時：平成30年8月20日（月）10時30分～11時15分
2. 開催場所：雲仙市役所別館3階 会議室1・2
3. 議題
 - (1) 雲仙市都市計画審議会会長の選出について
4. 事務局説明
雲仙市の都市計画について
5. 出席委員（13名）
宅島壽雄、中村靖人、小筏正治、鮫島和夫、酒井恭二、山本松一、
矢崎勝己、馬場幸治（代理：北原雄一）、高嶋美智也、富岡正英、
町田学、山下禎子、山崎富士子
6. 議事内容
以下のとおり

【1. 開会】

(事務局)

それでは、只今より第11回雲仙市都市計画審議会を開催いたします。

【2. 委嘱状交付】

(事務局)

金澤市長が委嘱状交付を行います。

委員の皆様は、名簿順にお名前を読み上げますので、前方へお進みいただき、委嘱状交付後、自席へ戻りご着席下さい。

— 委嘱状交付 —

以上で委嘱状の交付を終わります。

【3. 市長挨拶】

(事務局)

雲仙市長 金澤 秀三郎 がご挨拶申し上げます。

— 市長挨拶 —

(事務局)

大変申し訳ございませんが、金澤市長は公務の都合により、ここで退席させていただきます。

【委員紹介】

(事務局)

次の次第に入る前に、ここで改めて委員の皆様を紹介させていただきます。

お名前を読み上げますので、自席でご起立をお願いします。

— 委員紹介 —

以上で、委員の紹介を終わります。

— 事務局の紹介 —

【4. 議事】

(事務局)

本来であれば、会長に会議の進行をお願いするところですが、今回は任期満了後、最初の審議会となりますので、会長が決定するまでの間、事務局で進行をいたします。

それでは、会議の成立について、確認いたします。

本日の出席者は、委員15名中13名の出席であり、委員総数の2分の1以上の出席であります。

雲仙市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により、本審議会が成立していることを報告いたします。

次に、議事録署名人について確認いたします。

雲仙市都市計画審議会では、会議の次第を資料として保存しておくため、議事録を作成し、会長及び議事録署名人2名が署名することとしております。

なお、議事録署名人は、原則、委員名簿の順番により議長の指名とさせていただきますが、今回は、小筏正治委員、山崎富士子委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(小筏、山崎委員了承)

それでは、議事1「雲仙市都市計画審議会会長の選出について」でございます。

会長選出につきましては、資料としてお手元に配布しております「雲仙市都市計画審議会設置条例」の第5条に「審議会に会長を置くものとし、同条例第3条第1項第1号の委員のうちから委員の選挙により定める。」とされております。したがって、「学識経験者」の委員5名の中からお願いすることとなります。

また、この条例での「選挙」とは、立候補、推薦、投票等により会長を選

出ることとなっております。会長の選出につきまして、ご意見等ございませんか。

(委員)

前回、宅島委員が会長を務めておられたので、引き続きお願いしたいと思います。

(事務局)

只今、宅島委員に、引き続き会長をお願いしたいというご意見がありました。皆様、どうでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしとのことですが、宅島委員、ご了承いただけますでしょうか。

(宅島委員)

はい、わかりました。

(事務局)

それでは、宅島委員のご了承をいただきましたので、宅島委員に雲仙市都市計画審議会の会長をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、会長が選任されましたので、これから先の議事進行を宅島会長にお願いしたいと思います。宅島会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま会長に選出されました宅島でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会が円滑に進行されますよう、委員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、職務代理者についてお諮りします。

雲仙市都市計画審議会設置条例第5条第3項に、「会長に事故があるときは、第3条第1項第1号の委員のうち、会長があらかじめ指名する委員がそ

の職務を代理する。」との規定がございます。

職務代理人については、鮫島委員にお願いしたいと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

鮫島委員、よろしいでしょうか。

(鮫島委員了承)

それでは、鮫島委員を職務代理人といたします。よろしくお願ひいたします。

本日の審議案件につきましては、以上でございますが、事務局より説明事項があるとのことですので、事務局より説明をお願いします。

【5. 事務局説明】

(事務局)

今回、任期満了後、最初の審議会であり、新たに委員になられた方も多くいらっしゃいますので、雲仙市の都市計画について、担当から改めて説明をさせていただきます。

— 事務局説明 —

(会 長)

事務局の説明が終わりましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

ないようなので、以上で事務局説明を終わりとします。

【6. その他】

(会 長)

その他であります。委員の皆様から何かご意見等ございましたらどうぞ。

(委 員)

今回、初めて参加させてもらったが、先ほど説明があった風致地区について、風致地区内では、自然環境をできるだけ保全し、良好な居住環境を維持するため、木竹の伐採、土砂の採取等、風致の維持に影響を及ぼす恐れのある行為は規制されるとありますが、そこに住んでいらっしゃる方への周知はどのようにされているのか。

(事務局)

周知については、特段しているという状況ではありませんが、風致地区内にお住まいの方は、規制の内容については理解をされていると思います。なお、問い合わせ等があった際には、届出等について説明をしているところでございます。

(委 員)

国見の多比良臨港地区について、土地利用の計画が何か上がっているとかはないのでしょうか。

(事務局)

多比良臨港地区の利活用については、担当部局で検討を行っている段階であり、事務局ではその内容がわからないので回答することができない状況でございます。

(委 員)

利活用するにあたっては、条例等の規定に基づいて行わないといけないということを聞いたことがあるが、その辺りはどうですか。

(事務局)

都市計画区域内の臨港地区については、法律、条例に基づいた利活用の方法を検討する必要があります。

(委員)

雲仙市の都市計画区域は、国見町、千々石町、小浜町の3区域が指定してありますが、他の町についてはどのような状況になっているのか。

(事務局)

雲仙市の都市計画区域については、合併時に、旧町の区域を引き継いで指定をしている。雲仙市都市計画マスタープランにおいて、他の4町も含め、都市計画区域の見直しを検討するとあること、また、計画策定から、2年後に10年が経過することから、方向性についての検討を行っていく必要があると考えています。

(会長)

他にないでしょうか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、他にないようですので、「その他」について終わりたいと思います。

以上で、本日予定しておりました日程を全て終了いたしました。

議事進行にご協力を賜り、ありがとうございました。

(事務局)

宅島会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

以上をもちまして、第11回雲仙市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

以上